

旅客自動車運送事業運輸規則等の一部を改正する省令案等に対する皆様からのご意見と国土交通省の回答

	皆様からのご意見	国土交通省の回答
輸送の安全に係る書面及び記録の保存期間の延長等	書面及び記録の保存期間延長をすることで、事故防止に繋がるのか。(6件)	貸切バスは年間契約の形態があり、契約内容と実際の運行の内容に乖離がある場合であっても、1年間の文書保存期間であると監査等で確認することができない恐れがあります。違法な下限割れ運賃で受注し、安全面を疎かにした事業者が事故を惹起することを防ぐためにも、関係書類を確実に確認できるようにする必要があるところ、指導監督の記録等他書類の保存期間である3年間にあわせることといたしました。
	多角的に見て、点呼記録について電磁的方法での記録義務化、即ち記録方法の選択肢がなくなるということの合理性に疑問がある。貸切バスの安全性向上の対策として、どのような効果を得られるのか。電磁的方法での記録をしていないから事故が起きるのか。これらについて十分な説明をしていただきたい。(4件)	「記録」については電磁的な方法に限らず、従前の電磁的に依らない記録の方法でも可としておりますが、「保存」については点呼記録簿の改ざんを防止することを目的としているため、改ざんを行いつらい電磁的記録での保存を義務付けるところです。このような取組を含め、安全対策を総合的に講じていくことにより、事故の未然防止に資するものと考えています。
	点呼の電磁的方法による保存義務付けに賛成。紙による記録方法より、悪意ある改ざんを見抜き易いため。	ご意見ありがとうございます。
	点呼記録簿について、紙媒体での保存も認めてほしい。実施するのであれば、保存方法は事業者に一任していただきたい。(3件)	点呼記録簿の改ざんを防止することを目的としているため、改ざんを行いつらい電磁的記録での保存を義務付けるところです。

	電磁的方法により記録を開始した後は、紙による保存を行わなくてよくなるのか。保管する場合は場所の確保が必要となり、過剰な負担となる。また、現業部門の混乱にも繋がるのではないか。(3件)	電磁的方法とあわせて紙による保存を行う必要はございません。従来と異なる対応を求めることとなりますが、事業者様の負担を最小限とする制度設計としております。
	電磁的方法について、より明確な定義を定めるべき。保存するにあたり、現在の紙ベースのものを PDF に取り込んで保存することで足りるのか。それとも点呼の仕組みの IT 化が必須なのか。(4件)	電磁的方法による記録の保存には、IT 点呼や遠隔点呼等の専用システムのみならず、パソコンの表計算ソフトで入力したものを改ざんが容易でない方法(例:PDF)で保存することや、手書きの点呼記録簿等をスキャナ(スマートフォンやデジタルカメラ含む)で読み取った形式(例:画像データや PDF)で保存することを認めることとしております。
	点呼の記録を電磁気的な方法とあるが、点呼機器メーカーにより記録の内容に違いがあるがどこまでの記録をとるのか。また、クラウドでの保存を「可」とされたい。(2件)	記録すべき内容は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)」第 24 条第 5 項及び「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(平成 14 年 1 月 30 日付け国自総第 446 号、国自旅第 161 号、国自整第 149 号)」に規定する内容です。本内容は法令上求めている内容ですので、どの点呼機器システムにおいても保存されていると認識しております。また、電磁的方法による記録で、改ざんが容易でない方法で 3 年間保存されていればクラウドでの保存でも問題ございません。
	事業者が記録を改ざんする余地がないことが重要であり、例えば電子帳簿保存法において求められているような改ざん防止措置を講じることを併せて求める必要があるのではないか。	貸切バス事業者の負担を鑑み、現時点で電子帳簿保存法と同等の改ざん防止措置は求めないこととしております。

	点呼の電磁的記録に対し、導入補助金の整備を行って欲しい。(4件)	各バス事業者において電磁的記録を行うために必要な機器(パソコン、スキャナー、カメラ等)については基本的に営業所に従前よりあるものと考えているところ、これらの導入のための補助金は考えておりません。
	本改正は監査および指摘をしやすくするためか。また、電磁的保存により、監査や適正化機関による巡回指導等で、事前の印刷が必須とならないようにしていただきたい。(2件)	書類の保存期間の延長や点呼記録の電磁的記録による保存の義務付けについては、監査等において、関係書類の確実な確認及び書類の改ざん防止を目的としております。監査等で電子データを確認するために、再度の印刷は不要とすることを徹底いたします。ただし、確認しようとした際、電子データを速やかに提示いただけるよう、日頃から保存データの整理をお願いいたします。
録音及び録画による点呼記録の保存の義務付け	動画による点呼記録の保存の義務付けによる事故防止効果はあるのか。義務付けるのであれば、過去に監査などで点呼の不足や重大事故を引き起こしたことがある事業所に限定し、他は任意とするべきではないか。(10件)	全ての事業者での点呼の確実な実施を担保することが、安全運行及び事故の再発防止の徹底には不可欠です。また、必要時にはどのような点呼を行っていたかを振り返ることが可能となり、指導監督や事故の再発防止等にも活用できるものでもあることから、全ての事業者に点呼時の動画保存を求めることと致します。
	義務化するのであれば、実際にずさんな管理の現場を抜き打ちで確認しに行くべき。その事業所で動画による点呼記録がどのように運営されれば効果があるかを検討してほしい。	監査は原則無通告にて実施をしております。また、点呼の様子を動画にて確認することが効果的な手法であると考え、今般の制度改正を実施しています。
	顔写真付きで、かつ位置情報も特定されるアルコール検知器を使用している。動画保存などしなくとも、現状のアルコールチェックできちんと実施していることはある程度証明され则认为。	点呼においては、アルコールチェックだけでなく、体調の確認や運行指示等を適切に行っていただく必要があり、これらを確実に行っているかどうかを確認するため、動画の記録・保存を義務付けています。

	全従業員への監視行為とも受け取られる事ですので、従業員のストレスという大きなデメリットが発生する。働く者への精神的ストレスや疲弊を考慮していただきたい。	動画による点呼記録の保存については、全ての事業者で点呼が確実に実施され、安全運行につなげていただくことにより、事故の防止が期待されます。また、必要時にはどのような点呼を行っていたかを振り返ることが可能となり、指導監督や再発防止等にも活用できるものでもありと考えております。本制度の趣旨をご説明、ご理解いただきますようお願いいたします。
	保存期間はなぜ3か月なのか。(4件)	動画は書類と比較して事業者の保存に係るコスト負担が大きくなることや、監査は原則無通告で行われており、点呼を日々確実に実施しているか確認するにあたっては1年間等の長期間保存する必要があること、他方、保存期間が短すぎると日々確実に点呼が行われているか確認できないこと、また、運転者の体調等の経時的な変化の確認ができないことを踏まえ、保存期間を3か月間としています。
	3か月毎に保存されているか確認に来るのか。	監査や巡回指導の際の確認を念頭においております。
	クラウド型の動画保存サービスを活用した場合、契約が日数単位(90日、180日等)となることから、保存期間は実質的に90日となるようにしていただきたい。	実態を踏まえて、動画の保存期間を3か月間と同等の90日間とすることとさせていただきます。
	動画というのは監視カメラのようなものを点呼場の全体が映るように(音声付き)設置しなくてはいけないのか。点呼執行者がスマホなどで動画を撮影するのか。その機械の精度(画素数など)に関して基準はあるのか。など細かい内容を示してほしい。どのようなシステムの使	「録音及び録画」する機器は、点呼実施者・運転者側双方の音声の確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像が保存されていれば、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されているWebカメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められます。また、国にて推

	用を推奨するのか。(17件)	奨めるシステムはございません。事業者ごとに点呼を実施する回数などが異なりますので、事業者ごとにあったものを導入いただきますようお願いいたします。
	業務後自動点呼実施の認定を受けた事業者において、同認定を受けた点呼機器および監視カメラを使用して実施した点呼の記録を保存することで、業務前点呼(自動点呼ではなく運行管理者等による対面点呼)および業務後点呼(認定機器による自動点呼)ともに、趣旨に沿った運用であり、「動画による点呼記録保存」として認められると考えますが、問題ないか。また遠隔点呼実施の認定を受けた事業者についても同様と考えますが、問題ないか。	「動画による点呼記録保存」については、点呼実施者(業務後自動点呼にあつては、自動点呼機器の音声)・運転者側双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像の保存を求めており、その内容が満たされる場合にあっては、ご指摘の機器の活用も可能です。
	IT 点呼にする場合は、必ず必要となる全身が映るカメラ(動画)が今回取り上げている事にも代用できるのか。	点呼実施者・運転者双方の音声を確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子が確認できる映像の保存を求めており、その内容が満たされる場合にあっては、ご指摘の機器の活用も可能です。
	3か月保存するとなるとおそらく膨大なデータ量となり、スマホやタブレットでの動画機能では収まらず、仮にスマホやタブレットで撮影した動画を PC に落とし込み、3 か月たつては削除するという行為自体にとっても時間と労力を要すると感じる。(8件)	監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められます。バス事業者において過度な人的負担を極力求めない方向性で制度設計を行っております。
	点呼ごとにファイル化する必要があるのか。	点呼ごとにファイル化することは必須ではありません。事業者にて見返される際、監査、巡回指導時等にて必要な際に提示いただけるよう、ファイルの整理をお願いいたします。

	アルコールチェック時の画像は保管しているが、点呼開始から点呼終了までの映像(動画)を個人別に保存するのか？また、全ての乗務員を最初の出庫点呼から最終出庫点呼までベタの映像(動画)で良いのか。	全ての乗務員の方々につき、点呼開始から終了までの一連の流れの動画保存をお願いいたします。点呼ごとにファイル化することは必須ではありませんが、事業者にて見返される際、監査、巡回指導時等にて必要な際に提示いただけるよう、ファイルの整理をお願いいたします。
	運用方法などの指示はあるのか。(3件)	今般の「旅客自動車運送事業運輸規則」の改正に伴い、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」も改正しており、具体的な運用方法についてはこちらに規定されているとともに、今後、規制への対応方法を分かりやすく示した動画を作成していく予定です。
	点呼が対面点呼のみなのか、遠隔地で行う電話点呼も含むのが明確でないため、この定義は必要であるとする。 電話点呼を含む場合、実態に即した実効性のあるものとしていただきたい。(12件)	対面点呼については、点呼実施者・運転者側双方の音声の確認でき、かつ、運転者に対して点呼を実施している様子を動画にて確認することを求めます。電話点呼については、運転者と点呼実施者のやり取りが録音されていることを求めます。
	コロナ禍で感染防止のため点呼時に仕切りを設けている事業者がいるが、その場合、双方の音声を正しく録音する環境が整備できない懸念がある。	仕切りの下部に録音装置を配置したり、点呼場上部に監視カメラを設置するなど、点呼実施者、運転者双方の音声の録音できるような対応をお願いいたします。
	導入が困難になるような高額な機器の導入とならないよう配慮いただきたい。(4件)	市販されている監視カメラやノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等幅広く認められます。バス事業者における過度な金銭的負担を極力求めない方向性で制度設計を行いました。
	導入補助金の整備を行ってほしい。(13件)	補助金の導入は予定していません。
	今回の改正に伴う対応に関しては、相当なシステム改修	高額な機器の導入でなくとも問題のないよう、制度設計を

	や準備等が必要となり、施行期日等の時間的猶予をお願いしたい。(5件)	行っておりますので、施行時期につき、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 なお、システムの改修が間に合わない場合は、監視カメラ、ノートパソコンに内蔵されている Web カメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等の使用も認めておりますので、このようなものの活用もご検討ください。
	動画データの管理方法や閲覧制限等の指針策定もご検討いただきたい。	「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」において、必要に応じてアクセスできる者の制限、パスワードの設定、ウイルス対策等を実施することが望ましい旨、明記することとさせていただきます。
	経済産業省のモニタリング(監視)に関するガイドラインを守る義務があるのではないか。	各事業者において関係法令を適切に順守いただくようお願いいたします。
	動画の点呼記録はプライバシーの侵害や目的外利用など違う悪意を持った行動が起きることもあるリスクを考えるべきである。	貸切バス事業の運営に携わっている従業員の方は基本的に法令意識・安全への意識が高いと認識しておりますが、悪意を持った行動がなされないよう、動画にアクセスできる方を運行管理者等一部の方に制限するなど工夫いただけるようお願いいたします。
	今後導入が進んでくると思われる点呼ロボットに撮影機能が備わると運用上も現実的になってくるように思います。是非、点呼ロボットのメーカーとも協議いただけますようお願い致します。	今後の貸切バスの安全対策の検討にあたり参考とさせていただきます。
デジタル式運行記録計の使用の義務付け	アナログの運行記録計でできていたことをなぜデジタルにするのか。デジタルにすると事故が起きなくなるのか。事業者の負担を増やすだけだと考える。(4件)	デジタコに変更することで、運行の記録を一元的に記録するだけでなく、改ざん防止にもつながります。また運転日報等を自動で出力する機能がある機器もあることから、日々

		の運行管理の負担を軽減することも期待されます。
	保存期間について、何年間の義務があるのか。	保存期間は3年間になります。
	旧型式ボンネットバスなどの年式の古いバスに関してもデジタル式運行記録計の装着が必要なのか。年式による特例があるのか。	ボンネットバス等年式が極めて古い車両については、複数のデジタル式運行記録計のメーカーから、装着が困難である旨の回答を受領しました。その回答を踏まえ、装着が困難である当該車両の登録が抹消されるまでの間は、当該車両におけるデジタル式運行記録計の使用は義務付け対象外と致します。
	義務化でデジタル式に移行させ、安全運行のレベルアップに繋げて欲しい。	ご意見ありがとうございます。
	ドライブレコーダー義務付けと同様な既販車への猶予期間を検討いただきたい。(5件)	既販車につきましては、令和7年3月31日まで使用の猶予期間を設けています。
	新たな機器を導入するにあたっての支援をするべき。(12件)	デジタコについては毎年度補助事業を行っており、本年度も「自動車運送事業の安全総合対策事業」として導入支援を実施中です。
	別添 89 運行記録計の技術基準の規定によるデジタル式運行記録計ではないデジタコを公表してほしい。	公表の予定はありません。
	貸切だけでなく、乗合・乗用・貨物、すべての事業用自動車は、ひとしくデジタル運行記録計による記録保存を求めるべき。	他モードにおけるデジタコ導入状況や事業者の経営力など総合的に勘案して、引き続き検討して参ります。
	デジタル式運行記録計の装着義務化については、記録の改ざん等の不正防止につながることに加えて、運転者の指導教育や労務管理の効率化が図られるため必	ご意見ありがとうございます。

	要なものであると考えております。 デジタコ、ドラレコはそもそも各社装着すべき方向で既に進んでいるのではなかったでしょうか？まだ着けてない会社には、当然、早々に着けさせれば良いと思います。 飛行機みたいに、衝突事故や火災で壊れないデジタコ、ドラレコを作ってもらいたい。でないと運転席付近が被災したら検証に使えないのではないかな。	デジタコについては、今回の改正で義務化させていただきます。 取得したデータをリアルタイムにクラウドに情報をアップする機器が販売されていると承知しており、今後はそのような機器の活用が期待されます。
	アルコール検知器使用時の写真撮影の義務付け 高額なアルコール検知器を導入したから、貸切バスの事故が減少するわけではない。（3件）	飲酒運転は即重大事故につながる極めて危険な行為であり、アルコールチェックは必ず行っていただく必要がありますが、なりすましや改ざん等の恐れがあることから、確実にアルコールチェックを行っていただくことを担保するために、呼気の検査を行っている状況の写真の撮影を求めることといたしました。
	点呼記録簿に記載していることがアルコールチェックの証拠だと思えます。それが認められないのなら点呼記録簿に記載すること自体が無意味。点呼記録簿が意味のないものになる、金銭的負担がかかりすぎるため反対である。 全従業員への監視行為とも受け取られる事ですので、従業員のストレスという大きなデメリットが発生する。働く者への精神的ストレスや疲弊を考慮していただきたい。	飲酒運転は即重大事故につながる極めて危険な行為であり、アルコールチェックは必ず行っていただく必要がありますが、なりすましや改ざん等の恐れがあることから、確実にアルコールチェックを行っていただくことを担保するために、呼気の検査を行っている状況の写真の撮影を求めることといたしました。本制度の趣旨をご説明、ご理解いただきます

		すようお願いいたします。
	アルコール検知器の性能要件強化については、画像記録の保存義務付けを行うことで、運転者のなりすまし防止や点呼未実施防止に役立てることができるため必要なものであると考える。	ご意見ありがとうございます。なりすましや改ざん等を防止するため、呼気の検査を行っている状況の写真の撮影を求めることといたしました。
	アルコールチェック結果用紙に本人の直筆による氏名を記入させており、問題ないとする。	本人の直筆だけでは、アルコールチェックを受けた者が本人であるか確実な確認ができないため認められません。
	アルコール検知器による画像の保存期間はどの程度なのか。	アルコールチェック時の画像の保存期間は点呼の動画の保存期間と同じ90日間です。
	アルコール検知の性能要件の強化とは具体的に提案してほしい。現在使用している検知器の補足する程度なのか違う検知器を購入することになるのか。	アルコールチェック時の様子の撮影、保存を求めているものであり、必ずしもアルコール検知器に撮影機能が無くても問題ありません。
	「運転者がアルコール検知器を使用した際の画像記録を保存する機能」がない検知器であっても、別途導入したシステム(例えば業務後自動点呼用の機器として認定を受けたシステム等)との連携により、「運転者がアルコール検知器を使用した際の画像記録を保存する」ことが出来れば、要件を満たす(新ルールに適合する)と解釈しておりますが問題ないか。	アルコール検知器を使用している際の呼気の検査を行っている状況の写真(運転者の識別が可能)が保存できるのであれば問題ありません。保存期間は90日間となります。
	そのような機能を備えた検知器を置かせるのであれば、各社にこれを使いなさいと売ってほしい。	本制度に対応する機器・方法は幅広くあることから、機器を指定することはいたしません。
	導入コストやランニングコストの負担は観光バス事業では計り知れないので義務化するのであれば資金援助は必須である。(7件)	アルコール検知器に画像記録(機能要件)を必須とせず、アルコール検知器を使用している際の呼気の検査を行っている状況が確認できることといたしました。

	遠隔地点呼での使用する画像記録を保存するモバイルのアルコール検知器に関しては、台数分揃えなければならない、また、画像記録を伴うアルコール検知器の場合、それに付随する通信機器の1台当たりの導入コストがかかりすぎる為、移行期間を設け開始時期に猶予期間を設けて頂きたい。(3件)	アルコール検知器に画像記録(機能要件)を必須とせず、アルコール検知器を使用している際の呼気の検査を行っている状況が確認できることといたしました。
	今後のスケジュールに施行:R6,4月と記載があるが、販売業者へ問い合わせたが今すぐご注文いただいても到底間に合わないとの返答だった。	アルコール検知器に画像記録(機能要件)を必須とせず、アルコール検知器を使用している状況を撮影・保存すれば足りることとしておりますので、現状ご使用中の検知器を引き続きご利用いただくことも可能です。
	性能が担保されているアルコールチェッカーは数が少なくほぼ独占販売であるが独占禁止法的に問題はないのか。	アルコール検知器に画像記録(機能要件)を必須とせず、アルコール検知器を使用している状況を撮影・保存すれば足りることとしておりますので、幅広いメーカーのアルコール検知器がご利用可能です。
	アルコール検知器を使用した際の画像記録を保存するという要件は、やはり、乗合・乗用・貨物ともども、同時に改訂されるべきと考える。(2件)	他モードにおける当該規制導入の有用性や事業者の経営力など総合的に勘案して、引き続き検討してまいります。
	経済産業省のモニタリング(監視)に関するガイドラインを守る義務があるのではないか。	各事業者において関係法令を適切に順守いただくようお願いいたします。
安全取組の公表内容の拡充	インターネット等で公表する安全運転の実技指導の具体的内容について示していただきたい。(2件)	法令上義務付けられている初任運転者等に対する実技指導の実施の確実性を向上させるため、初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添乗者の指導歴を掲載していただきます。

	実技指導時の写真や動画を掲載する必要があるのか。 (2件)	写真や動画を掲載いただかなくても問題ございません。なお、安全性の PR のために掲載いただくことを妨げるものではありません。
	公表するにあたっての乗務員の個人情報について教えていただきたい。	個人情報を掲載いただく必要はございません。
	非営業時以外の指導でも有効であるものは認めてもらいたい。	営業運行中の添乗指導についても、運転者の技能向上において、大切な観点であると考えますが、初任運転者に対しては、事業用自動車の運転者に選任される前に特別な指導を実施する必要があるため、営業運転前の指導をお願いいたします。
	管理職層や運行管理者の中には大型二種免許を保有していない者もいるが、運転態度など正しく測定し、指導することが出来るものもいる。指導者の要件は柔軟に対応してもらいたい。	運転者への指導歴を記載してもらうものであり、指導者に運転免許の保有を求めているものではありません。
	今回の事故の会社のように、新人教育をしっかりやっていない会社の実情を見て、そういう会社にこれこれこうしなさいと個別に言った方がいいのではないか。	初任運転者に対する指導・監督が行われていない場合には、現在も監査等で指摘をしております。
	インターネット等の実技指導をしていると表記するだけで実際に指導をしない事業者が絶対にいるが、その問題はどうか。文章の公表だけは誰でも簡単にできてしまう。	監査や巡回指導等において確認してまいります。
適性診断	具体的公表方法・乗務員の個人情報保護について教えていただきたい。(バス事業者様からのご意見)	こちらの項目については、認定機関に関わるものであり、バス事業者にて対応すべき事項ではございません。
	適齢診断などで行う NASVA でのカウンセリングに当た	NASVA 様含め、認定機関に求める要件であり、バス事業

	るものなのか。今後は NASVA のカウンセラー ＝ 公認心理師 と考えてよいのでしょうか。もしくは事業者も同等の資格を有する必要があるのかどうか。（バス事業者様からのご意見）	者に要件を課しているものではありません。
	公認心理師に加えて、精神保健福祉士も追加してはどうか。	精神保健福祉士は、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者とされており、適性診断の診断結果を基に交通事故の未然防止のために必要な運転行動や安全運転のための留意点等に指導及び助言を行うカウンセラーの要件とは異なることから、対象とはいたしません。
	公認心理師が国家資格として設定されてから数年が経過してからの改正となった理由を明らかにした上で意見募集を行う必要があるのではないか。	公認心理師の国家資格としての運用状況等を把握したうえで、今回適性診断のカウンセラーの対象とて加えることにしました。
その他（全項目に共通するご意見等）	なるべくコストがかからないような仕組みにしていきたい。また、新たな新たな機器を導入するにあたっての支援をするべきである。（23件）	バス事業者において過度な金銭的負担、人的負担を極力求めない方向性で制度設計を行っております。なお、デジタコについては毎年度補助事業を行ってきており、本年度も「自動車運送事業の安全総合対策事業」として実施しております。
	貸切バスの安全対策を緩めることなく実行していただくこと、また、悪質事業者に対しては監査により貸切バス事業から退出いただく等厳格に対応いただきたい。（4件）	今般の対策は、悪質事業者の退出に資するものと考えています。引き続き監査や巡回指導等を適切に実施してまいります。

	安全に資する対策の強化については十分理解できるが、事業者側が実施すべき対策が増えていく一方のため、過去から改正を重ねてきた対策も含め点検を行い、必要な見直しをしていただきたい。	バス事業者において過度な負担とならず、実効性のある安全対策について引き続き検討してまいります。
	新型コロナで疲弊したバス事業者の負担を増やしたところで、今回のような事故は防げないと思う。(7件)	静岡県の貸切バスの横転事故について、事業用自動車事故調査委員会による事故調査は引き続き行われているところですが、事故の一因としてずさんな運行管理が考えられます。改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図ることで、今般の事故防止に資するものであると考えています。
	整備期間をどれくらいみるのか。省令が発出されても、ある程度の期間がなければ対応できない事業者がほとんどである。(9件)	令和5年10月10日の公布後、令和6年4月1日からの施行を予定しておりますが、既販車におけるデジタル式運行記録計の使用の義務付けについては、経過措置を設け、令和7年4月1日からの適用を予定しております。
	『アルコール検知器の画像記録』『デジタル式運行記録計装着』の義務化により、点呼のなりすましや乗務記録の改ざん等は防止できるものと考えられる。(『点呼の電磁的方法による記録』『動画による点呼記録の保存』は不要の趣旨)	重大事故を起こした事業者の大半は点呼の未実施等、運行管理が適切に実施されていないところ、今般、点呼に係る書面について、改ざんが難しい電磁的方法での保存を義務付けたところです。また、動画による点呼記録の保存により、全ての事業者で点呼が確実に実施され、安全運行につながっていただくことにより、事故の防止が期待されます。また、必要時にはどのような点呼を行っていたかを振り返ることが可能となり、指導監督や事故の再発防止等にも活用できるものでもあると考えております。
	機器要件の強化よりも人を育てることが重要ではないか。(3件)	運転者の教育も併せて重要であると考えているところ、指導監督マニュアルの改正を行うとともに、初任運転者に対

		する添乗指導の具体的な方法に係る動画を作成し、公表する予定です。
	e 文書法の国交省対象文書との整合性がどうか、結果公表時に明示してほしい。	e 文書法における国交省対象文書については、関係法令において書類で保存することが求められているとしても、電磁的方法による保存でも支障ないこととされております。なお、e 文書法に規定がない記録の保存についても、従前より書面でも電磁的方法の保存でも問題ございません。今回の省令改正では、これまで書類による保存も可としていた一部文書につき、電磁的方法による保存を求めるもので、今回の省令改正で電磁的方法による保存が求められるものについては、当該方法による保存をお願いいたします。

ほか、当該改正とは関係のない意見が9件ありました。